

津市被災者生活再建支援金交付要綱

平成24年1月13日訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成23年9月2日からの台風12号に伴う大雨等の災害（以下「台風12号災害」という。）による被災者に対し、その生活の再建に資するため、支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家をいう。
- (2) 全壊 認定基準に規定する住家全壊をいう。
- (3) 解体 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じたこと等により、住宅を解体し、又は解体するに至ったものをいう。
- (4) 大規模半壊 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものをいう。
- (5) 半壊 認定基準に規定する住家半壊をいう。
- (6) 床上浸水 住宅の床より上に浸水したもの及び全壊、解体又は半壊（大規模半壊を含む。）には該当しないが、土砂又は竹木のたい積により一時的に居住することができないものをいう。

(名称)

第3条 第1条の支援金は、「被災者生活再建支援金」（以下「支援金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 支援金は、台風12号災害発生時において本市の区域内に生活の本拠として居住していた世帯のうち、台風12号災害によって生活の本拠として日常的に居住していた住宅が全壊、解体、半壊（大規模半壊を含む。）又は床上浸水の被害を受けた世帯の世帯主に対して、これを交付するものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金は、別表に掲げる額を交付するものとする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者は、津市被災者生活再建支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 被災証明書
- (2) 住民票（外国人にあつては、外国人登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面
- (3) その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付申請期限）

第7条 前条の申請は、基礎支援金については平成24年10月1日までに、加算支援金については平成26年10月1日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

（支援金の交付決定）

第8条 市長は、第6条に規定する支援金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、支援金を交付すべきと認めたときは、速やかに支援金の交付額を決定するとともに、津市被災者生活再建支援金交付決定通知書（第2号様式）を当該申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、支援金の交付の対象となる者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をし、支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反し、支援金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、津市被災者生活再建支援金交付決定取消通知書（第3号様式）により速やかに支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分の支援金が交付されているときは、当該取消しの決定がされてから20日以内の期限を定めて津市被災者生活再建支援金返還命令書（第4号様式）により、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓は、平成 2 4 年 1 月 1 6 日から施行する。

別表（第5条関係）

交付額一覧

単位 万円

区 分	住宅被害世帯	基礎支援金	加算支援金	計
複数世帯 （世帯の 構成員 が複数）	全壊世帯 （解体を含む。）	1 0 0	建設・購入 2 0 0	3 0 0
			補 修 1 0 0	2 0 0
			賃 借 5 0	1 5 0
	大規模半壊世帯	5 0	建設・購入 2 0 0	2 5 0
			補 修 1 0 0	1 5 0
			賃 借 5 0	1 0 0
	半壊世帯	3 5	—	3 5
	床上浸水世帯	2 5	—	2 5
単数世帯 （世帯の 構成員 が単数）	全壊世帯 （解体を含む。）	7 5	建設・購入 1 5 0	2 2 5
			補 修 7 5	1 5 0
			賃 借 3 7 . 5	1 1 2 . 5
	大規模半壊世帯	3 7 . 5	建設・購入 1 5 0	1 8 7 . 5
			補 修 7 5	1 1 2 . 5
			賃 借 3 7 . 5	7 5
	半壊世帯	2 6 . 2 5	—	2 6 . 2 5
	床上浸水世帯	1 8 . 7 5	—	1 8 . 7 5

〔備考〕

- 1 基礎支援金とは、住宅の被害程度に応じて支給する支援金で、該当する住宅の被害程度に応じて、いずれか1つとする。
- 2 加算支援金とは、住宅の再建方法に応じて支給する支援金で、2以上に該当する場合は、最も高いものとする。
- 3 賃借とは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅に入居した場合を除く。